

**【提案項目】**

高齢者保健福祉施策の充実を期するため、早期に次の措置を講じること。

1 介護予防事業の抜本的見直し

介護予防事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、事業を抜本的に見直すとともに、介護予防の実施主体である保険者や都道府県の裁量の範囲を拡大するなど、地域の実情に応じた介護予防事業の推進を図ること。

2 認知症疾患医療センターの設置基準の緩和等

高齢者の認知症については、地域における早期発見、早期治療等の体制づくりが重要であることから、地方自治体が認知症対策の更なる強化を図れるよう、認知症疾患医療センターの設置基準の緩和や確実な財源措置等を講じること。

3 小規模有料老人ホームにおける届出事項の緩和

老人福祉法改正で有料老人ホームの定義が拡大し、届出が必要となる施設の範囲が拡大したが、届出が進まず入居者保護が図れないことから、小規模施設の届出手続きに係る届出事項について必要な緩和措置を講じること。

4 介護基盤整備における財源措置

介護基盤の緊急整備特別対策事業については、平成25年度まで延長されたところであるが、高齢化の進展に伴い、引き続き介護基盤整備の促進を図る必要があるため、時限到来後も平成23年度単価を維持した上で国の責任において事業を継続できるよう財源措置を講じること。

**【提案理由等】**

1 二次予防事業について、事業への参加者数が低迷するなど有効に機能していない現状を踏まえ、二次予防事業と一次予防事業の区分をしない事業の実施等、実施主体である保険者（市町村）の実情に応じた介護予防事業を推進できるように、制度の見直しを図る必要がある。

2 認知症疾患医療センターの整備促進を図るため、地域包括支援センターの機能充実と併せ、一層の財源措置等が不可欠である。

さらに、認知症を早期に発見し、早期に対応する体制を整備するため、かかりつけ医への助言や専門医療機関、地域包括支援センター等との連携の推進役となるサポート医の報酬上の評価を行う必要がある。

3 平成18年の老人福祉法改正で有料老人ホームの定義が拡大し、届出が必要となる施設の範囲が拡大した。しかし、届出が進まず、こうした施設に対しては行政による指導や監督が行えないことから、入居者保護の観点から問題となっている。

現在、届出に際して、法や規則で届出事項とされている施設設備や運営に係る書面が膨大で

あることが届出促進の障害となっていることから、未届施設の届出促進を図るため、定員29名以下の小規模施設については、届出事項の内容のうち、市場調査等による入居者の見込みや事業開始に必要な資金の額等、新規開設時に確認を必要とする事項を提出事項から除く等の緩和措置を行っていく必要がある。

- 4 介護基盤の緊急整備特別対策事業については、平成21年度における国の経済危機対策に基づき、国の交付金を財源として基金事業として実施しており、平成25年度まで延長されたところであるが、介護基盤の整備は、引き続き重要であり、その整備促進を図るために、時限到来後も事業を継続できるよう財源措置を講じる必要がある。